附則第六条第二項中「新法」を「労働者派遣法」に改め、同条第四項中「新法第六条各号（第四号から第七号」を「労働者派遣法第六条各号（第五号から第八号」に、「新法第四十八条第三項」を「労働者派遣法第四十八条第三項」に、「新法第二十三条第三項」を「労働者派遣法第二十三条第三項」に改め、同条第五項中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

第百六条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号を次のように改める。

五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第五号イ中「第九号又は第十号」を「第六号、第十号又は第十一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十条第十二号」を「第十条第十三号」に改める。

第四十条第二項第一号中「第十条第十号」を「第十条第十一号」に改める。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正）

第百七条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第二号を次のように改める。

一　心身の故障により養子縁組あっせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六条中「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六条第二項中「第八条第一号」を「第八条第二号」に改める。

第八章　農林水産省関係

（農業協同組合法の一部改正）

第百八条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の四第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）」を削る。

第九十二条の八第二項中「同条第四項に」を「同項第四号イに」に改める。

第九十二条の九第二項中「第九十二条の六第四項」を「第九十二条の六第一項第四号イ」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第百九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第三十四条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第百二十一条の六第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

第百二十一条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）」を削る。

第百二十一条の八第二項中「同条第四項に」を「同項第四号イに」に改める。

第百二十一条の九第二項中「第百二十一条の六第四項」を「第百二十一条の六第一項第四号イ」に改める。

（獣医師法の一部改正）

第百十条　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「未成年者」に改め、同条各号を削る。

第八条第一項中「獣医師が第四条各号の一に該当するとき、又は」を削る。

第九条中「抹消並びに」を「抹消」に、「について」を「並びに前条第二項の規定による処分に関し必要な事項」に改める。

第百十一条　削除

（家畜商法の一部改正）

第百十二条　家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

第四条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終つた」を「終わつた」に改め、同条第三号ただし書中「本条第一号」を「第一号」に改め、同条第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による免許の取消し及び前項の規定による事業の停止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八条中「前条の免許の取消又は」を「前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同項の規定による」に改める。

（家畜改良増殖法の一部改正）

第百十三条　家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。